

# 國立高雄大學法學院與北海道大學大學院法學研究科・法學部

## 學術交流協定書

國立高雄大學法學院與北海道大學大學院法學研究科・法學部，為促進雙方研究、教學上之合作與學術交流，締結本學術交流協定書。

第一條 雙方本於相互尊重、平等互惠以及友好合作之精神，進行以下之交流及合作事項。

1. 教員及研究人員之交流。
2. 學生之交流
3. 學術資料、出版品及資訊等之交換。
4. 共同研究及研討會之實施。

第二條 為實施前條各事項，於必要時，由雙方以本協定書為基礎，另行約定具體事項。

第三條 本協定於雙方代表人署名之日起生效，有效期間為五年。如任一方至遲未於其間屆滿三個月前表示異議，本協定書即每次自動延展五年。

第四條 本協定書以中文及日文各製作二份，交由各簽署單位保存。各該中、日文協定書皆為正本。

北海道大學  
法學研究科長

鷹川信久

2008年3月11日

國立高雄大學  
法學院長

2008年3月11日

2008年3月11日

北海道大学大学院法学研究科・法学部と国立高雄大学法学院との  
学術交流に関する協定書

北海道大学大学院法学研究科・法学部と国立高雄大学法学院は、双方の教育・研究上の協力と学術交流の促進を図るために、ここに学術交流に関する協定を締結する。

第1条 双方は、相互尊重、平等互恵、友好的協力を基礎とし、以下の交流及び協力事業を行う。

- 1 教員及び研究者の交流
- 2 学生の交流
- 3 学術資料、刊行物及び情報等の交換
- 4 共同研究・シンポジウムの実施

第2条 前条の各項目を実施するために必要な場合には、双方はこの協定書に基づいて、具体的な細目を別途に約定する。

第3条 この協定書は、双方の代表者の署名によって発効し、有効期間は5年間とする。いずれか一方が期限満了の3か月前までに異議を表明しなければ、自動的に5年ずつ延長される。

第4条 この協定書は、日本語及び中国語で各2部作成し、そのいずれも正文とする。

北海道大学大学院  
法学研究科長

渡川 審久  
2008年3月11日

国立高雄大学  
法学院長

2008年3月11日

## 北海道大学大学院法学研究科・法学部と国立高雄大学法学院との 学術交流に関する協定書

北海道大学大学院法学研究科・法学部と国立高雄大学法学院は、双方の教育・研究上の協力と学術交流の促進を図るために、ここに学術交流に関する協定を締結する。

第1条 双方は、相互尊重、平等互恵、友好的協力を基礎とし、以下の交流及び協力事業を行う。

- 1 教員及び研究者の交流
- 2 学生の交流
- 3 学術資料、刊行物及び情報等の交換
- 4 共同研究・シンポジウムの実施

第2条 前条の各項目を実施するために必要な場合には、双方はこの協定書に基づいて、具体的な細目を別途に約定する。

第3条 この協定書は、双方の代表者の署名によって発効し、有効期間は5年間とする。いずれか一方が期限満了の3か月前までに異議を表明しなければ、自動的に5年ずつ延長される。

第4条 この協定書は、日本語及び中国語で各2部作成し、そのいずれも正文とする。

北海道大学大学院  
法学研究科長

鶴川 審久

2008年3月11日

国立高雄大学  
法学院長

朱志明

2008年3月11日